

● 著作権の観点からみて、次のケースが許容されるかどうかを考えよう。

### ケース 1

自分の好きなアーティストのCDをパソコンでコピーして友達に配布した。



ファン心理からしてしまいがちな行為だが、曲をつくった人の著作財産権とアーティストやレコード会社の著作隣接権を侵害している。著作権法第30条では「私的使用」が許容されているものの、友達に配布することはそれに含まれない。本来CDなどを購入するところをコピーで済ませることは、権利者に渡るべき報酬を奪うことになる。

### ケース 2

学校の音楽の授業で、先生が授業で使う合唱曲（著作権あり）の楽譜をコピーして配布した。



著作権のある楽曲なので、本来は許諾を得る手続きをすべきところだが、著作権法第35条の規定により、授業で用いる著作物をその授業を担当する先生がコピーして、授業を受ける生徒に配布することは許容される。ただし、それを他の目的に使用されると違法なコピーになってしまうので、授業後は回収するのが望ましい。

### ケース 3

学校の吹奏楽部による無料の演奏会で、著作権のある曲を無断で演奏した。



著作権のある楽曲なので、本来は許諾を得る手続きをすべきところだが、著作権法第38条の規定により、このケースのように入場無料、非営利、無報酬の催しであれば、手続きなしに演奏することができる。ただし、客演の指揮者やゲストプレイヤーに報酬が支払われる場合は、通常の手続きが必要になる。

### ケース 4

ケース③の演奏会で、ペンネームで公表されている曲について、作曲者の本名を知っていたので、その名前をプログラムに表記した。



その作曲者がペンネームで公表した作品に関しては、作曲者名としてそのペンネームを表示しないと、著作人格権の「氏名表示権」を侵害することになる。ただし、一般的にその作曲者の本名が知られている場合、解説などで本名を記すことは問題ない。

### ケース 5

ケース③の演奏会を収録したDVDを作成して配布した。



演奏に関して著作権法第38条の適用を受ける場合においても、その音源や動画を複製する行為は、その複製物が有償、無償であるかを問わず通常の手続きを必要とし、通常は使用料の支払いが必要となる。なお動画サイトの運営者が著作権の手続きを行う形になっている場合は、そのサイトには手続きなく投稿することができる。

### ケース 6

モーツァルトの作品のCD音源をコピーして、自分のブログに貼り付けて、アクセスする人が聴けるようにした。



モーツァルトの作品は著作権の保護期間が終了しているので、著作物の利用は自由である。しかしCDに収録された演奏の「著作隣接権」は、通常そのCDを制作したレコード会社、あるいは演奏者自身もっている。もしブログに貼り付けるのであれば、レコード会社に問い合わせるなどして、利用の許諾を得る必要がある。